**八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等支援業務事業者募集要項**

**（公募型プロポーザル）**

１　募集の目的

　　八尾市では、第８期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において実施している各事業などの評価、意向、課題の分析等を行い、令和４年度に実施した各実態調査の結果等を踏まえ、また予定されている介護保険制度改正を視野に入れ、令和５年度に第９期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定します。

同計画を策定するにあたっては、社会情勢や本市の抱える課題の整理、現行計画の検証、幅広い市民意見の反映など、多角的な視点での実態把握や高度な分析等が必要となるため、その支援業務を委託する事業者を募集するものです。

２　業務名　八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等支援業務

３　委託業務の内容

　　八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

４　委託期間

　　契約締結日から令和６年３月３１日まで

５　委託費用

　　業務の費用の上限額は以下のとおりとします。

　　５，２３１，０００円（消費税等込）

６　提案参加資格

　提案に参加を希望する者は、以下の(1)～(6)要件を全て満たす団体とします。

⑴ 令和５年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が大分類「調査・測定・検査・分析」で登録されていること。

⑵ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされていないこと。

⑶ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に抵触しないこと。

⑷ 平成３０年４月１日から令和５年３月31日までの間において、福祉関係計画に関する計画策定等の業務委託契約の履行を完了した実績を３件以上有すること。

⑸ 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。

⑹ 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第２条第２号に規定する暴力団員

（以下「暴力団員」という。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団

密接関係者」という。）でないこと。

７　スケジュールの概要

・業務提案参加申込書受付　　　　　　　　　　令和５年４月５日（水）～同月19日（水）

・提案参加資格審査結果通知　　　　　　　　　令和５年４月20日（木）

・仕様書及び提案書の作成に関する質問受付　　令和５年４月20日（木）～同月24日（月）

・質問に対する回答　　　　　　　　　　　　　令和５年４月27日（木）

・業務提案書等提出期限　　　　　　　　　　　令和５年５月８日（月）

・プレゼンテーション面接（予定）　　　　　　令和５年５月16日（火）

・選定結果通知（予定）　　　　　　　　　　　令和５年５月17日（水）

８　提案参加資格審査申請手続

　⑴　提案に参加を希望する者は、業務提案参加申込書（様式第１号）及び添付書類を指定する期日までに持参または郵送（必着）により提出してください。

　⑵　受付期間　令和５年４月５日（水）から同月19日（水）午後５時（必着）

持参の場合は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）

　⑶　受付場所　八尾市本町一丁目１番１号　八尾市役所本館２階

　　　　　　　　　八尾市健康福祉部高齢介護課

　⑷　結果通知　令和５年４月20日（木）に電子メールにより通知します。

９　仕様書及び提案書の作成に関する質問及び回答

　⑴　仕様書及び提案書の作成に関する質問は、質問票（様式第２号）を期日までに電子メールにより提出してください。電話など、その他の方法による質問は、一切受け付けません。

　　　なお、質問を行う場合は、事前に受信確認のための電話連絡を行ってください。

　　ア　質問受付期間　令和５年４月20日（木）から同月24日（月）午後５時まで

　　イ　問合せ先　八尾市健康福祉部高齢介護課

　　　　　　　　　　電子メールアドレス　koureikaigo@city.yao.osaka.jp

　　　　　　　　　　電話　072-924-3854（直通）

　⑵　質問に対する回答は、令和５年４月27日（木）までに、市ホームページにて質問内容と併せて公開します。

　　　ホームページのＵＲＬ　https://www.city.yao.osaka.jp/0000031384.html

10　提案に参加することができない者

　⑴　提案参加資格審査申請時から提案までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者

　⑵　提案参加資格審査申請受付期限までに申請をしなかった者又は提案参加資格を認められなかった者

　⑶　会社更生法又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

　⑷　民事再生法の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

11　提案の方法

　⑴　業務提案書等の提出について

　　　業務提案にあたっては、以下の書類を令和５年５月８日（月）午後５時までに高齢介護課へ持参または郵送（必着）により提出してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 様式番号 | 提出部数 | 提出期限 | 提出方法 |
| ア | 業務提案書 | 様式第３号 | 正本１部 副本８部※ | 令和５年５月８日（月)午後５時まで（必着） | 持参または郵送 |
| イ | 業務提案概要書 | 任意様式 |
| ウ | 業務実施体制予定書 | 様式第４号 |
| エ | 経費見積書 | 任意様式 |
| オ | 経費見積内訳書 | 任意様式 |

※副本は、法人名や住所など法人が特定される箇所があれば黒塗りする等、法人が特定されないようにしてください。

　⑵　提出書類にかかる留意事項

　　ア　業務提案書

　　　　業務提案書は指定の様式（様式第３号）を表紙に作成してください。表紙以外の提案内容の記載については、Ａ４サイズの用紙に記載要領の各提案項目が全て記載されていれば、様式は参考様式での作成、任意の様式での作成を問いません。

　　　　なお、業務提案書のページ数は表紙を除き10ページ以内としてください。

　　イ　業務提案概要書

　　　　業務提案概要書は業務提案書の要旨をまとめたもので、情報公開の対象となり、公開を前提とした取扱いとなりますので、ノウハウや個人情報にかかる内容等、公開にすることにより不利益等が生じる恐れがある内容については記載しないでください。

　　　　また、業務提案書についても公文書として、情報公開の対象となるため、非公開とすべき箇所については、あらかじめその旨を明記する等してください。様式は参考様式での作成、任意の様式での作成を問いません。

　　ウ　業務実施体制予定書

　　　　業務実施体制予定書は指定の様式（様式第４号）を使用してください。業務責任者及び担当技術者等を配置が分かるように記載してください。

　　エ　経費見積書

　　　　必ず使用印を押印してください。特に様式は問いません。

　　オ　経費見積内訳書

　　　　仕様書の項目に対して明細を記載してください。特に様式は問いません。

　⑶　その他留意事項

　　ア　提案内容の記載の際には、審査の公平性を期すため法人名等が特定される記述は必ず避けてください。

　　イ　指定様式については、市ホームページからダウンロードしてください。

　　　　ホームページのＵＲＬ　https://www.city.yao.osaka.jp/0000065123.html

12　審査の方法

　⑴　事業者選定の審査は、「八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等支援業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行います。

　　　審査については、「13　審査基準」に基づいて、業務提案書の内容等を審査し、業務受託候補者（優先交渉権者）を決定します。

　　　なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

　⑵　選定委員会における審査

　　　提出された業務提案書等の書類審査に加え、以下の日程でプレゼンテーションによる面接審査を行います。なお、業務提案書提出者が４社以上の場合、面接審査による審査に先立ち書類審査を行い、上位３社に面接審査を行います。

　　　面接審査は、「「13　審査基準」の⑶～⑺の事項についてプレゼンテーションによる審査を行います。

面接審査の時間及び場所等詳細については、別途、電子メールにて連絡し、面接審査への出席を求めます。

　　　また、応募者が１者の場合においても、審査基準に照らして、選定委員会において総合的に評価を行います。

　　　審査の結果、「13　審査基準」に掲げる最低基準点以上で、かつ、業務を委託することが適正であると認められる場合、業務受託候補者として選定することとします。

　　　なお、事業者選定までに、この募集要項における失格事項に該当することとなった場合は、審査の対象外となります。

　【面接審査の日程】　令和５年５月16日(火)を予定

　　※業務提案書提出者が４社以上の場合は、先に実施する書類審査の結果を通知します。

　　※面接審査の時間・場所等の詳細については提案者に別途通知いたします。

　　　【面接の実施方法】

　　ア　説明は提出した業務提案概要書に沿って行うこと。各面接審査の説明時間は15分以内とし、その後、約15分間の質疑応答を予定しています。

　　　　なお、各面接審査に参加できる人数は３名以内とします。

　　　イ　業務提案概要書の説明を補足するために、パワーポイント等のパソコンを用いたプレゼンテーションを可能としますが、本市が準備するものは、プロジェクターとスクリーンのみで、その他必要なもの及びセッティングについては、各自でご準備をお願いします。

　　　　※プロジェクターを用いたプレゼンテーションを希望する場合は、セッティング時間を説明時間とは別に５分設けさせていただきます。

　　　ウ　法人等が特定される記述や表現は避けてください。

13　審査基準

　　次の事項について審査します。

　⑴　業務実績について（5点）

　　　福祉関係の計画策定のノウハウがあるか。業務に精通しているか。

　⑵　業務の実施体制について（5点）

　　　本業務を確実に遂行し得る体制、人員配置を整えているか。

　⑶　本市の高齢介護施策における状況の理解について（10点）

　　　本市の高齢介護施策の状況、特徴及び課題について理解しているか。

　⑷　ニーズ調査等のアンケート調査結果の計画への反映について（15点）

　　　アンケート調査結果を計画策定に反映するための具体的かつ的確な提案をしているか。

　⑸　計画作成について（15点）

　　　本市の課題や取組み内容、状況分析について計画書へ反映するための具体的かつ的確　な提案をしているか。

　⑹　健康寿命の延伸について（10点)

　　　介護予防の取組みやいきがいづくりなど高齢者の健康寿命の延伸につながる取組みについて具体的かつ的確な提案をしているか。

　⑺　その他（20点）

　　　独自の具体的な提案がされているか。提案内容全体の構成がまとまっているか。分かりやすく具体的な内容となっているか。

　　　書類審査として上記⑴～⑵の計10点及び見積金額20点の合計30点、面接審査として上記⑶～⑺の合計70点とします。

　　　選定委員１名の持ち点を100点とし、各委員の評価点の合計点により審査します。

　　　なお、適正な業務遂行を担保するため、最低基準点を選定委員会の出席委員の持ち点の総合計の60％と定め、これを満たさない提案については失格とします。

14　業務受託候補者等の選定

　　選定委員会の出席委員による評価点の合計（以下「総合評価点」という。）が最も高い者から業務受託候補者及び次点者を選定します。この場合において、総合評価点が最も高い者が２者以上あるときは、面接審査（審査基準⑶～⑺）の合計点（以下「面接合計点」という。）が最も高い者を業務受託候補者として選定します。また、総合評価点、面接合計点が同数の場合は見積金額が最も低い者を業務受託候補者として選定します。

15　審査結果について

　　業務受託候補者の決定については、面接審査を受けたすべての提案参加者に対して、選定委員会での選定後速やかに郵送にて通知します。

　　なお、業務受託候補者から辞退届が提出された場合は、次点者を業務受託候補者として選定します。

16　業務の実施

　　原則として提案いただいた業務内容を実施していただきますが、担当課との協議により修正する場合があります。

17　その他

　⑴　失格事項について

　　　次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア　提出方法、提出先及び提出期限が適切でない場合

イ　経費見積額が提案上限額を超えている場合

ウ　提出書類に虚偽の記載があった場合

エ　記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合

オ　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

カ　提案参加資格の要件を満たさなくなった場合

キ　提案者の評価点の合計が、選定委員会出席委員の持ち点の総合計の60％に満たない

場合

　⑵　契約締結について

ア　本業務に関する契約形態は、随意契約とし、選定した業務受託候補者と委託契約を締結します。ただし、業務受託候補者が、契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合には、次点者と契約の手続きを行います。

イ　契約保証金については、八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第122条に該当する場合は免除します。

ウ　業務の履行に当たっては、第三者に再委託してはならないものとします。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務について、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではありません。また、情報の管理については、契約者と同等の水準を確保することとします。

エ　業務受託候補者選定後、契約締結までに、入札参加停止措置、入札等排除措置及び営業停止処分を受けた場合は契約締結しません。

オ　暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した場合は契約を締結しません。また、契約締結後に判明した場合は、契約を解除します。

　⑶　その他

ア　業務提案書等作成のために生じた諸費用は、全て提案者の負担とします。

イ　提出物は返却しないものとし、また、当業務に係る審査以外には使用しないこととする。

ウ　提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、個人情報に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、提出書類を公開することがあります。

エ　その他必要な事項は、選定委員会の審査を経て決定するものとします。

オ　提案参加申込書を提出後に辞退する場合は、辞退届（書式自由）を提出してください。

18　問合せ先

　〒581-0003　八尾市本町一丁目１－１

　　八尾市健康福祉部高齢介護課

電話：072－924－3854　　ﾌｧｯｸｽ：072－924－1005

メール：koureikaigo@city.yao.osaka.jp